

2025年11月20日

株主及び債権者各位

新潟県上越市南本町1丁目5番5号  
株式会社有沢製作所  
代表取締役社長 有沢 悠太

合併公告

当社（以下「甲」といいます。）は、合併により有限会社有沢建興（本店所在地：新潟県上越市西城町三丁目11番44号。以下「乙」といいます。）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は令和8年2月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。なお、乙の資産には甲の株式504,338株が含まれております。

記

- 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

以上